

川西市水道事業及び下水道事業企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市上下水道事業管理者 酒 本 恭 聖

川西市上下水道事業管理規程第 2 号

川西市水道事業及び下水道事業企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程の一部を改正する規程

川西市水道事業及び下水道事業企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程（昭和42年水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(手当の種類) 第2条 手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略)	(手当の種類) 第2条 手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) <u>(7) 危険手当</u>
別表（第3条関係） (別紙1)	別表（第3条関係） (別紙1)

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙1)
(改正前)

別表 (第3条関係)

種別	支給基準	支給単位	支給額 (円)	摘要
(略)				
業務手当	雨水・汚水ポンプ場に勤務する職員で、汚泥の運搬・処理業務に従事したとき	日	950	
(略)				
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市の区域外に派遣され、災害応急作業又は災害復旧のための業務等(以下「災害対応作業等」という。)に従事した職員	日	840	著しく危険であると任命権者が認める区域で行われた場合、左記の単価にその100分の100に相当する額を加算する。
	災害応急作業等に従事した職員で、大規模な災害として任命権者が定める災害に係る災害応急作業等に従事した職員	日	1,080	著しく危険であると任命権者が認める区域で行われた場合、左記の単価にその

				100分の 100に相 当する額を 加算する。
--	--	--	--	----------------------------------

(別紙1)
(改正後)

別表 (第3条関係)

種別	支給基準	支給単位	支給額 (円)	摘要
(略)				
業務手当	<u>ごみ又は汚泥の運搬・ 処理業務に従事した職 員</u>	日	950	
(略)				
災害応急 作業等手 当	異常な自然現象により 重大な災害が発生し、 又は発生するおそれ ある場合において、本 市の区域外に派遣さ れ、災害応急作業又は 災害復旧のための業務 等(以下「 <u>災害応急作業 等</u> 」という。)に従事し た職員	日	840	著しく危険 であると任 命権者が認 める区域で 行われた場 合、左記の単 価にその1 00分の1 00に相当 する額を加 算する。
	災害応急作業等に従事 した職員で、大規模な 災害として任命権者が 定める災害に係る災害 応急作業等に従事した 職員	日	1,080	著しく危険 であると任 命権者が認 める区域で 行われた場 合、左記の単 価にその

				100分の 100に相 当する額を 加算する。
危険手当	高所作業に従事した職 員	回	<u>130</u>	
	酸素欠乏症等防止規則 (昭和47年労働省令 第42号)第11条に 規定する第2種酸素欠 乏危険作業に係る危険 作業主任者の業務に従 事した職員	日	<u>300</u>	